

平成 24 年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望  
(子ども・子育て支援関係)

平成 23 年 7 月 13 日

全 国 知 事 会

## **これからの子ども・子育て支援施策に関する提言**

我が国の人口減少を抑制し、安定的で持続可能な社会を実現するためには、これからの子ども・子育て世代を国全体で支援することが喫緊の課題であり、その支援に要する財源は、国の責任において確保されるべきものである。

支援のあり方については、「現金給付」、「サービス給付」及び「働き方の見直し」をセットで検討し、全体としての費用対効果を考慮しながら、その仕組や水準等を定めていく必要がある。

また、平成22年6月29日に、国の少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定され、以降、学識経験者や自治体・保育等の関係者などで構成される3つのワーキングチームを中心に制度設計等の検討が行われ、平成23年7月6日の「子ども・子育て新システム 第14回基本制度ワーキングチーム」において中間とりまとめがなされたところである。

ただ、現時点では、整理のされていない検討課題が数多く残されていることから、今後の具体的な制度設計は、平成23年10月以降の子ども手当に係る制度設計と並び、地域主権の理念の下、法定化された「国と地方の協議の場」やその分科会での議論を通じて行われる必要がある。

以上の考え方の下、これからの子ども・子育て支援施策は、すべてのワーク・ライフ・バランスへの支援も含めて、以下の原則により制度設計を行うべきことを提言するものである。

## I 子ども・子育て支援施策の基本的な考え方

### 1 全国一律の現金給付は国、サービス給付は基本的に地方

全国一律の現金給付は国が行い、サービス給付は基本的に地域の実情に応じ地方が裁量と創意工夫により実施できる仕組とすること。

政権が掲げる「地域のことは地域が決める」地域主権の理念に基づき、「全国一律の現金給付は国、サービス給付は基本的に地方」という考え方により制度設計を行うこと。

子ども手当は、給付額を全国一律として国が決定し、その全額を負担すること。

子ども手当のような全国一律の現金給付のほか、サービス給付であっても、例えば妊婦健康診査費や特定不妊治療費、乳幼児医療費に対する助成など、本来、医学的見地からも全国で一定以上の水準を確保することが望ましいものや、既に国民のニーズを踏まえて全国的に広く実施され定着しているものについては、国の責任において所要の財源措置を講じること。

地方が実施している保育サービスや保育所整備、放課後児童対策、母子保健医療など福祉、医療、教育に関する地域が求める広範かつ多岐にわたるサービス給付は、それぞれの地域においてニーズが異なっている。地域の実情に応じた形で、子どもたちがこれらのサービスを確実に受けることができるよう、地方が裁量と創意工夫をもって実施できる仕組とすること。

## 2 恒久的、安定的な財源確保と地方の創意工夫を可能とする制度改革

(1) 本来、地方がサービス給付を行うために必要な財源は、税源移譲等により確保されるべきであること。

平成23年6月30日に決定された「社会保障・税一体改革成案」（政府・与党社会保障改革検討本部決定）においては、社会保障給付にかかる公費の全体推計について、今後地方単独事業を含めた全体像及び費用推計を総合的に整理することとされており、その上で、地方単独事業に関しても、必要な安定財源が確保できるよう、地方税制の改革などを行うこととされている。

子ども・子育て支援については、本改革における優先的事項であり、特に地方が主体的に取り組みを行っている分野であることから、地方が、地域の実情に応じた多様なサービスを、今後増大すると見込まれるものも含め、安定的に責任を持って提供するために必要な財源については、本改革を進める中で、国において税制改革などにより恒久的、安定的なものとした上で、地方への税源移譲等により確保されるべきであり、国として制度的な担保を講じること。

(2) 権限移譲などの制度改革を行い、地方の創意工夫を可能とすること。

サービス給付に対するニーズは、それぞれの地域において異なっている。

地域の実情に応じて適切にサービスを提供するため、地方の意見を反映した権限移譲や義務付け・枠付けの見直しなどの制度改革を行い、地方が裁量を持って創意工夫をしながら取り組むことができるようすること。

### 3 都道府県の役割

サービス給付の実施主体は市町村が中心となって担い、都道府県は、市町村間の広域調整や専門性・先進性が必要な取組等に役割を果たす制度とすること。

地域の実情に応じたサービス給付の実施は、住民に身近な市町村が担うことが適切である。一方、市町村が責任を持って確実にサービスを提供するには、サービス水準の確保といった観点から、都道府県が、市町村の業務に関する広域調整や専門性・先進性が必要な取組など、市町村におけるサービス給付の円滑な運営のために必要な支援を行うことが不可欠である。

また、子ども・子育て支援施策のうち、都道府県が主体となって行う事業においても、その役割を果たすことが求められている。このような、子ども・子育て支援において都道府県が持つ役割の重要性を踏まえた上で、具体的な制度設計を行うこと。

#### ○都道府県の取組例

##### (広域調整の例)

- ・ 保育所の広域入所に係る調整
- ・ 病児・病後児保育に係る調整
- ・ 社会的養護の体制整備・自立支援の強化
- ・ 小児救急医療体制の整備

など

##### (専門性の例)

- ・ 周産期医療情報システムの整備
- ・ 不妊専門相談センターの運営
- ・ 社会的養護の充実
- ・ 市町村の児童相談の専門的、技術的支援
- ・ 障がい児童に関する専門的療育相談・指導・支援

など

##### (人材育成の例)

- ・ サービス給付を担う人材の養成
- ・ 地域の子育て支援団体リーダーの養成

など

##### (先導的事業の例)

- ・ 子育て支援に取り組む企業への支援、顕彰
- ・ 企業等と連携した子育て家庭への優待

など

#### 4 地方との協議

平成23年10月以降の子ども手当や、子ども・子育て新システムの具体的な制度設計に当たっては、「国と地方の協議の場」を通じ、地方公共団体と十分な協議を行ったうえで、成案とすること。

子ども手当や「子ども・子育て新システム」は、「国と地方の協議の場に関する法律」第3条に規定されている3つの事項すべてに該当することから、その具体的な制度設計に当たっては、役割分担や財源問題などを含め、地方への事前説明を十分行うとともに、国と地方の協議の場やその分科会を通じて、地方公共団体と十分な協議を行ったうえで、成案とすること。

## II 「子ども・子育て新システム」について

「子ども・子育て新システム」については、去る7月6日に開催された「第14回基本制度ワーキングチーム」において、これまでのワーキングチームでの議論を取りまとめた「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」がなされた。

「子どもの育ちと子育てを支援すること」を「未来への投資」と捉え、「ワーク・ライフ・バランスを推進しつつ、子ども・子育て支援を質量ともに充実させる」といった方向性は評価できるものである。

ただ、「子ども・子育て包括交付金（仮称）」の創設の是非や費用負担などの財政スキーム、都道府県の役割、地方の裁量権を拡大する仕組みなど、整理のされていない「今後の検討課題」が数多く残されており、子ども手当の制度設計や子ども・子育て新システムの法案提出の時期などを含め、今後、どのように検討を進めていくのか、スケジュールを明確にする必要がある。

また、子ども・子育て新システムの掲げる、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質な支援を行うという理念を実現するためには、休日保育、一時預かり、子育て相談など、様々な子ども・子育て家庭の状況に応じた利用者目線での多様なサービスを充実することはもとより、現場で実際にサービスを提供する主体の視点も踏まえた検討が不可欠である。

特に、子ども・子育て新システムの大きな柱の一つであり、就学前の子どもの育ちに大きく関わる幼保一体化については、わかりやすく利用しやすい制度となるよう国民的議論を尽くす必要がある。

子ども・子育て新システムは、社会保障と税の一体改革の一部であり、平成23年6月30日に政府・与党社会保障改革検討本部で決定された「社会保障・税一体改革成案」の中でも、『社会保障・税一体改革にあたっては、「国と地方の協議の場」で真摯に協議を行い、国・地方を通じた改革の円滑かつ着実な推進を図る。』こととされていることから、今後、具体的な検討を進めていくに当たっては、国と地方の協議の場やその分科会で、地方公共団体と協議を行った上で成案することを求める。

### （1）国と地方の役割分担を踏まえた「財政スキーム」とすること。

全国一律の現金給付は国が行い、サービス給付は基本的に地域の実情に応じ地方が創意工夫により実施することが担保できる財政スキームにすべきである。

今後検討することとされている「子ども・子育て包括交付金（仮称）」の創設については、地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）において、その対象を地方の自由裁量の拡大に寄与するものに限定した上で最大限広くとる、とされている「地域自主戦略交付金」と十分に整合性を図るとともに、国と地方の協議の場において十分議論し、成案を得ること。

また、「子ども・子育て包括交付金（仮称）」の創設の是非及び制度設計の検討にあたっては、「子ども手当のような地方に裁量権がないもの」と「地方に裁量権のあるサービスに係るもの」を明確に区分し、国と地方の役割分担や、その責任の所在を明らかにした仕組みにするとともに、裁量権のあるサービスの財源をきちんと担保できる財政スキームとすること。

## （2）都道府県がその役割を十分に発揮できる制度設計とすること。

「子ども・子育て新システム」に位置付けられている「給付や事業」の実施主体の中心は市町村であるが、都道府県は社会的養護などを自ら担い、さらに市町村の支援等を行うことから、その役割は、極めて重要である。

また、市町村もその規模は様々であることから、都道府県の支援のあり方も、それぞれの地域によって異なってくる。

こうした都道府県の役割が十分に発揮できる制度設計とともに、その役割に応じた財源を確保すること。

## （3）地方の自由度の拡大を前提とした制度設計とすること。

子ども・子育て支援は、地方が主体的かつ責任を持って実施する分野である。

地方の中にも、「待機児童が多い地域」、あるいは「過疎化の進行により、児童が少なくなっている地域」など、それぞれの地域の状況は様々であり、地域に求められるもの、必要なものは異なっている。また、全国どの地域に住んでいても、必要な保育や教育などを等しく受けられる仕組みも必要である。

様々なニーズがありながらも、国の定めた全国一律の基準が妨げとなり、制度をうまく活用できないといったこともある。

子ども・子育て支援施策を充実させるためには、地域の実情、実態に応じて、子ども・子育て支援に主体性と責任を持って取り組んでいる地方が、それぞれの裁量と創意工夫を今以上に十分に発揮できる仕組みとすることが不可欠である。

今後の制度設計にあたっては、まずは地方の自由度を今以上に拡大することを前提として検討を進めること。